

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 14 | 国民年金法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、国民年金法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金法に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法定の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 |
| ③システムの名称 | 1. 国民年金システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合窓口システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル、年金受給者情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一項番31 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部医療保険課 |
| ②所属長の役職名 | 医療保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1,528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部医療保険課国保年金係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1,528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3332 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------|---------------------|---|

| | | |
|-------|---|--|
| 判断の根拠 | 複数人での確認や上長による最終確認など、複数回にわたって確認を行うようにしている。 | |
|-------|---|--|

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] |
| | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・保護責任者への研修 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------|--|---|------|------------------------|
| 令和3年3月1日 | 表紙 評価実施機関 | 長野県須坂市長 | 須坂市長 | 事後 | 見直しによる表記の統一 |
| 令和3年3月1日 | 5②所属長の役職名 | 健康づくり課長 浅野章子 | 健康づくり課長 | 事後 | 見直しによる表記の統一 |
| 令和3年3月1日 | II 1.2 いつの時点の計数か | 2015/4/1 | 2021/3/1 | 事後 | 公表日の計数 |
| 令和4年4月1日 | 1③システムの名称 | 国民年金システム | 1. 国民年金システム 2. 中間サーバ | 事後 | 見直しによる表記の統一 |
| 令和4年4月1日 | Vリスク対策 8. 監査 | [○]自己点検 | [○]自己点検 [○]内部監査 | 事後 | 内部監査実施に伴う変更 |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 2021/3/1 | 2022/4/1 | 事後 | 公表日の計数 |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 2021/3/1 | 2022/4/1 | 事後 | 公表日の計数 |
| 令和5年1月4日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ | 未定 | 実施しない | 事前 | 公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加 |
| 令和5年1月4日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 | ③国民年金保険料の免除等申請事務 | ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④サービス検索・電子申請機能での書類の受 | 事前 | サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更 |
| 令和5年1月4日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 | 3. 団体内統合宛名システム | 3. 団体内統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能 | 事前 | サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更 |
| 令和5年2月17日 | II しきい値判断項目 3. 重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | R3年5月事故発生に伴う変更 |
| 令和5年2月17日 | III しきい値判断結果 | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | R3年5月事故発生に伴う変更 |
| 令和5年2月17日 | IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | R3年5月事故発生に伴う変更 |
| 令和5年2月18日 | II しきい値判断項目 3. 重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年2月18日 | III しきい値判断結果 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年2月18日 | IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書 | 事後 | 見直しに伴う修正 |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 2022/4/1 | 2023/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 2022/4/1 | 2023/4/1 | 事前 | 公表日の計数 |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 | サービス検索・電子申請機能での書類の受領 及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 | サービス検索・電子申請機能での書類の受領 (申請管理システムによる基幹システムへの取 | 事後 | 申請管理システムの導入に伴う見直し |
| 令和5年5月8日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 | 4. サービス検索・電子申請機能 | 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム | 事後 | 申請管理システムの導入に伴う見直し |